

公募対象公園施設設置可能エリア

条件付きで設置可能

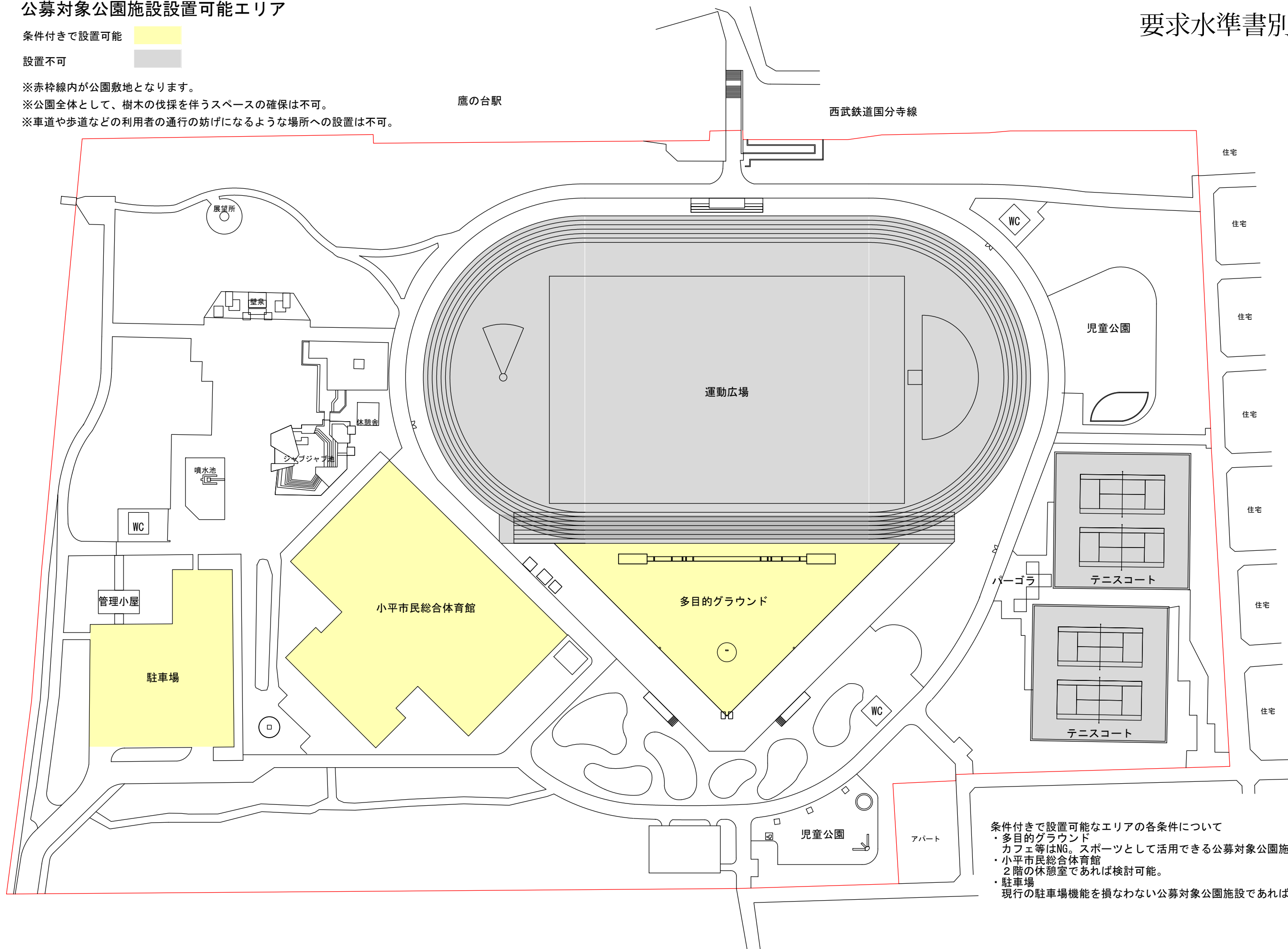
設置不可

※赤枠線内が公園敷地となります。

※公園全体として、樹木の伐採を伴うスペースの確保は不可。

※車道や歩道などの利用者の通行の妨げになるような場所への設置は不可。

要求水準書別紙



- 条件付きで設置可能なエリアの各条件について
- ・多目的グラウンド
カフェ等はNG。スポーツとして活用できる公募対象公園施設であれば可能。
 - ・小平市民総合体育館
2階の休憩室であれば検討可能。
 - ・駐車場
現行の駐車場機能を損なわない公募対象公園施設であれば可能。

			年月日	(仮称) 小平中央公園改修計画	1/1000
				公募対象公園施設設置可能エリア表示平面図	図面番号 A-001